

機関誌編集に関する申し合わせ

1987年11月28日

日本フランス語フランス文学会中国・四国支部

1. 編集委員長は、編集委員会において、支部長を除く編集委員4名のなかから選出する。
2. 機関誌は、原則として2年に1回発行する。
3. 掲載論文の決定は編集委員会が行う。
4. 掲載論文は原則として支部大会において口頭発表されたものとする。ただし、編集委員会が執筆を依頼する場合もある。
5. 執筆者は刊行費の一部として、1人5,000円を負担するものとする。

『フランス文学』執筆要綱

日本フランス語フランス文学会中国・四国支部

1. 用語は日本語またはフランス語とする。
2. 枚数は注を含めて、原則として、日本語の場合400字詰横書き原稿用紙35枚以内、フランス語の場合タイプ用紙（ダブルスペース30行）17枚以内とする。
3. 注は論文の終わりにまとめる。原稿では注も本文と同じ大きさの書体で記し、本文中には¹⁾²⁾等と右肩に小字で参照を指示する。この指示が、コンマ、ピリオドと同時に用いられる場合は、次の順序とする。
例： ……指摘した。¹⁾ ……指摘したが、²⁾ ……
4. 作家、研究者の姓は2番目以下の文字にスモール・キャピタルを用いる。指定は文字を赤で囲む。
例： Victor Hugo
5. 欧文作品名、雑誌名はイタリック体とする。指定は赤で下線を付す。和文作品名、雑誌名は『 』で囲む。
例： *Les temps modernes*, 『フランス文学研究』
6. 引用文は、上下を一行分、左を二字分あけて、引用文であることをはっきりさせる。和文の中に改行せずに和文を引用する場合は「 」記号を、欧文を引用する場合は« »記号を用いる。
欧文の引用文は原則としてタイプで打つ。

7. 原稿は完成原稿とし，以上の印刷上の記号もかならずつける。
8. 執筆者による校正は原則として初校のみとする。
9. 執筆者には抜刷または本誌20部を贈呈する。

付 記

「日本フランス語フランス文学会中国・四国支部規約」は，1987年11月28日に開催された支部総会において改正され，同日施行されたものである。

「機関誌編集に関する申し合わせ」，「『フランス文学』執筆要綱」も，同総会において決定された。